

◎新潟県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新発田市の新発田土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年3月1日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事	新発田市島潟1249番地2	澁谷 幸男 (理事長)
〃	〃 金谷150番地	荒井 清
〃	〃 大槻3972番地	大倉 六太郎
〃	〃 富塚町1丁目16番20号2	中山 久夫
〃	〃 米倉2161番地	津村 岳志
〃	〃 中田町2丁目17番11号	川瀬 いずみ
〃	〃 中曽根町3丁目3番3号	丸田 英市
〃	〃 道賀165番地	小池 亨
監事	新発田市新栄町2丁目8番25号	諏訪 栄作
〃	〃 米倉3686番地	齋藤 誠司
〃	〃 中谷内3番地	服部 耕一

就任年月日 平成28年2月1日